

2013年12月

お客様各位

イーソル株式会社  
管理部 経理課

### 消費税改正に伴うご請求方法について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は格別のお引立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、既にご承知のとおり、2013年10月に消費税改正法案が最終閣議決定されました。これに伴い、弊社より 2014年4月1日以降にご提供させていただく受託開発・製品・派遣・保守サービス等については、消費税率8%でご請求させていただきますので何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、保守サービスにつきましては、契約締結時に契約期間分の保守料を弊社が一括領収した場合でも、法人税及び消費税の処理上は、保守料を月数按分し、その事業年度において経過した期間分の保守料を売上計上及び消費税計上することが原則のため、弊社もこれに従い計上しております。消費税率は、保守料の月数按分が2014年3月以前に該当するものは5%、2014年4月以降に該当するものは8%が適用されることとなります。

そのため、保守料ご請求時に2014年4月1日以降の保守サービス期間が含まれているものについては、2014年4月以降分を新税率の8%で計算し、ご請求させて頂くことになりますので何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、既に現行税率の5%でご請求済みの保守料に2014年4月1日以降の保守サービス期間が含まれているものについては、2014年4月以降分を新税率の8%で再計算して差額を集計し、後日、改めて消費税額の差額分としてご請求させていただきますのでご了承の程よろしく願いいたします。

敬具

本件に関するお問い合わせ先： 管理部経理課（TEL 03-5365-1560）